

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

「『第5波』対策について～お盆を控えて～」

現在、新規感染者数は各都道府県で過去最多を更新するなど、全国合計で連日1万人を超え、国全体でステージⅣ、いわゆる感染爆発状態となっています。

本県の感染者数も、前週比で2倍となるなど増加傾向にあります。7月以降、感染者の約半数に「他県からの帰省」、「他県への旅行・出張」といった行動歴が見られており、県外、特に感染拡大地域からウイルスが持ち込まれていることが主な要因と考えられます。

また、現在、デルタ株への置き換わりが急速に進んでおり、今や、本県の感染者の6割がデルタ株となっているものと推定されます。

こうした状況から、人流が増えるお盆の後、8月後半が感染拡大のピークとなることが懸念されることを踏まえ、まずはこのお盆期間中、感染症対策の原点である「人との接触機会の減少」につながる取組みについて、「オール岐阜」体制で徹底いただくよう、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり「『第5波』対策について～お盆を控えて～」が示されたところです。

県内の障害福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止の取組み徹底の継続をお願いします。

記

1 ワクチン接種後の感染防止対策の継続について

高齢者の感染割合が減少しており、ワクチン接種の効果が現れているところですが、2回目のワクチン接種後、十分な免疫ができる期間経過後に感染した事例が複数あり、ワクチンを接種したからといって感染しないわけではありません。接種済みの方でも、引き続き、マスク着用をはじめ感染防止対策の継続をお願いします。

2 「人との接触機会の減少」に向けた取組みについて

すべての関係職員等に対し、基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、密回

避、体調管理)を継続したうえで、以下の取組みを徹底するようお願いいたします。

(1) 帰省

- ・ 単身赴任、学生など他県で暮らすご家族の方々へ、県境をまたぐ帰省の自粛又は延期の呼びかけを。特に、少しでも体調がおかしいと感じた方の帰省は、家族ぐるみで回避の徹底を。

(2) 出張

- ・ 県境をまたぐ出張の自粛に加え、リモート会議を活用するなど出張そのものの機会減少を。やむを得ず行く場合、人混み・会食を避け日帰りで直行直帰し、従業員を守る対策の徹底を。

(3) 旅行・レジャー・会食

- ・ 県境をまたぐ旅行・レジャーは、自粛又は時期の延期を。
※特に感染拡大地域については往来の徹底回避を
- ・ 親戚同士の集まりや同窓会など普段会わない人との会合・飲食の自粛
- ・ 長時間飲酒や深酒を誘引するバーベキューによる感染拡大を防ぐため、河川敷等進入路を閉鎖。公的施設のバーベキュー設備も利用休止。

3 職員及び利用者からの感染持ち込みに対する水際対策の継続

施設に感染を持ち込まないため、すべての関係職員等、利用者に対する水際対策の継続をお願いします。

4 予防的検査の積極的な実施について

県では、福祉施設での感染を早期に探知し拡大を防ぐため、対象を通所・訪問系事業所へも拡大し、予防的検査を実施しています。検査の申し込みを行っていない事業所におかれましては、積極的な検査受検をお願いします。

[添付資料]

- ・ 『『第5波』対策について～お盆を控えて～』（令和3年8月6日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）
- ・ 予防的検査のご案内資料（「高齢者・障がい者施設の皆様へ ～新型コロナウイルス感染症再拡大防止に向けた福祉施設従事者の予防的検査の対象を拡大します～」）

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		